



佐賀県公報

平成15年
12月26日
(金曜日)
号外第2号

●佐賀県規則第六十二号

平成十五年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

改める。

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に
関する規則の一部を改正する規則

(税務課・六二) 一

(市町村課・六二) 一

公布された規則のあらまし

○佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第六二号)

- 1 県民税に配当割及び株式譲渡所得割が創設されたことに伴い、様式の追加を行うこととした。(第二条及び様式関係)
- 2 県民税の利子割の対象となる利子等の種類が減少することに伴い、様式について所要の改正を行うこととした。(様式関係)
- 3 この規則は、平成一六年一月一日から施行する」とした。

○公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則 (規則第六三号)

- 1 神埼郡中央総合体育施設組合の解散に伴い、その公平委員会の事務の受託に伴う佐賀県知事の権限に属する事務の佐賀県人事委員会への委任を廃止する」とした。
- 2 この規則は、平成一五年一二月二七日から施行する」とした。

○ 規 則

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

佐賀県税条例施行規則（昭和三十年佐賀県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

「 様式第十三号そ の一 様式第十三号そ の二 」	県民税利子割 更正(決定) 通知書	法第七十一条の十一、 第七十一条の十四及 び第七十一条の十五 」
様式第十三号そ の三 」	県民税配当割 更正(決定) 通知書	法第七十一条の三十 二、第七十一条の三 十五及び第七十一条 の三十六

「 県民税株式等譲渡所得割 更正(決 定) 通知書 」	法第七十一条の五十 二、第七十一条の五 十五及び第七十一条 の五十六 」
定 通知書	に

改める。

「11 公募証券投資信託の収益の分配

12 私募公社債等運用投資信託の収益の分配

13 社債的受益証券の収益の分配

14 国外公募投資信託等の収益の分配

- 様紙綴りの出典 15 特定投資法人の投資口の配当等
 16 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
 17 定期積金の給付補てん金
 18 掛金の給付補てん金
 19 抵当証券の利息
 20 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
 21 外貨建預貯金等の為替差益
 22 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益」
 「11 私募公社債等運用投資信託の収益の分配
 12 社債的受益証券の収益の分配
 13 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
 14 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
 15 定期積金の給付補てん金
 16 掛金の給付補てん金
 17 抵当証券の利息
 18 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
 19 外貨建預貯金等の為替差益
 20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益」
 様紙綴りのものに沿々、正誤併記回送せらる。」ふたへ。

様式第13号その1

更正（決定）
県民税利子割 通知書
加算金決定

年　月　日

〒所 在 地
名 称

様

県税事務所長 印

次のとおり更正（決定）しましたので、地方税法第71条の11第4項、第71条の14第4項及び第71条の15第4項の規定により通知し、同法第13条第1項の規定により告知します。

この通知書により納入（納付）すべき税額、加算金額及び延滞金額は、同封の納付（納入）書により指定納期限までに納入（納付）してください。

特別徴収義務者番号

年　月実績分

商品種別	更正（決定）額 (円) ①	既に納入の（円） 確定した額 ②	差引増減額 (円) (①-②)	(円) 加算金額	加算金 区分
指定納期限	年　月　日	納入（納付）すべき額 又は減額する額の合計			
		円			

注 1 納入（納付）場所……同封の納付（納入）書の裏面に記載しています。

2 延滞金額の計算

(1) 法定納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、納入すべき税額に年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて得た金額が延滞金額となります。

(2) (1)の計算をするにあたつて、納入すべき税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

(3) 延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

3 納期限までに納入（納付）がない場合

この通知書により納入（納付）すべき金額を指定納期限までに納入（納付）されないため督促を受け、かつ、督促状を発した日から10日を経過した日までに納入（納付）されないときは、滞納処分を受けることになります。

4 処分に不服がある場合

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

様式第十三号その一の後に次の二様式を加える。

様式第13号その2

更正（決定）
県民税配当割 通知書
加算金決定

年　月　日

〒所 在 地
名 称

様

県税事務所長 印

次のとおり更正（決定）しましたので、地方税法第71条の32第4項、第71条の35第5項及び第71条の36第4項の規定により通知し、同法第13条第1項の規定により告知します。

この通知書により納入（納付）すべき税額、加算金額及び延滞金額は、同封の納付（納入）書により指定納期限までに納入（納付）してください。

特別徴収義務者番号

年　月実績分

商品種別	更正（決定）額 (円) ①	既に納入の（円） 確定した額 ②	差引増減額 (円) (①-②)	(円) 加算金額	加算金 区分
指定納期限	年　月　日	納入（納付）すべき額 又は減額する額の合計			
		円			

注 1 納入（納付）場所……同封の納付（納入）書の裏面に記載しています。

2 延滞金額の計算

(1) 法定納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、納入すべき税額に年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて得た金額が延滞金額となります。

(2) (1)の計算をするにあたって、納入すべき税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

(3) 延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

3 納期限までに納入（納付）がない場合

この通知書により納入（納付）すべき金額を指定納期限までに納入（納付）されないため督促を受け、かつ、督促状を発した日から10日を経過した日までに納入（納付）されないときは、滞納処分を受けることになります。

4 この処分に不服がある場合

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

様式第13号その3

更正（決定）
県民税株式等譲渡所得割 通知書
加算金決定

年 月 日

地称在所名

樣

県税事務所長 印

次のとおり更正（決定）しましたので、地方税法第71条の52第4項、第71条の55第5項及び第71条の56第4項の規定により通知し、同法第13条第1項の規定により告知します。

この通知書により納入（納付）すべき税額、加算金額及び滞納金額は、同封の納付（納入）書により指定納期限までに納入（納付）してください。

特別徵收義務者番号

年 月実績分

注 1 納入（納付）場所……同封の納付（納入）書の裏面に記載しています。

2 延滞金額の計算

(1) 法定納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、納入すべき税額に年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて得た金額が滞納金額となります。

(2) (1)の計算をするにあたって、納入すべき税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

(3) 延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

3 納期限までに納入（納付）がない場合

この通知書により納入（納付）すべき金額を指定納期限までに納入（納付）されないため督促を受け、かつ、督促状を発した日から10日を軽課した日までに納入（納付）されないときは、滞納処分を受けることになります。

4 この処分に不服がある場合

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

附
則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月二十六日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第六十三号

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和三十四年佐賀県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七十七号を削り、第七十八号を第七十七号とし、第七十九号から第八十六号までを一号ずつ繰り上げる。

附
則

この規則は、平成十五年十二月二十七日から施行する。

申購
込読
料先

一か年三、八〇円（送料共）
佐賀県総務部総務学事課

平成十五年十二月二十六日発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画（株）